

会 議 録

会議の名称	平成25年度第3回西東京市選挙管理委員会
開催日時	平成25年6月2日（日）午前10時から午前10時43分まで
開催場所	西東京市役所保谷庁舎別棟 選挙管理委員会事務局室
出席者	西村誠一委員長・鈴木宏一職務代理・添島幸雄委員・上原敏彦委員 澤谷繁幸事務局長・菱川勝也係長・樋代祐一主事
議 題	議案第7号 平成25年6月2日現在の選挙人名簿登録者数（定時登録）の決定について 議案第8号 西東京市在外選挙人名簿に登録される者の決定について 議案第9号 西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について その他
会議資料の名称	上記「議題」と同じ
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会 議 内 容	
<p>○ 委員長 本日は、お忙しいところ御参集いただきありがとうございます。 定刻となりましたので、ただいまから平成25年度第3回西東京市選挙管理委員会を開催いたします。 本日の議案は3件及びその他でございます。 初めに、議案第7号『平成25年6月2日現在の選挙人名簿登録者数（定時登録）の決定について』を議題といたします。事務局から説明を求めます。</p> <p>○ 事務局 それでは、議案の説明をさせていただきます。資料の1号をお開きください。 議案第7号『平成25年6月2日現在の選挙人名簿登録者数（定時登録）の決定について』を御説明いたします。 本案は、公職選挙法第19条第2項の規定に基づき、選挙人名簿を調整・保管するために御決定をいただくものでございます。 2ページから11ページまで各投票区の別、次いで前回登録者数平成25年3月2日の定時登録のものとなっております。 次が新規登録者数ですが、転入による新規登録者は住所要件として平成25年3月1日以前に転入届を行った者でございます。 新成人による新規登録者数は、年齢要件として平成5年6月2日以前に出生したものでございます。その他の新規登録者は、住所設定、帰化等でございます。 続いて抹消者数ですが、転出後4か月を経過するに至った者（平成24年11月2日から平成25年2月1日まで）及び死亡による抹消者です。その他の抹消者は、職権消除等でございます。 続いて転居者数ですが、こちらは市内転居によるもので、総合計欄は男女それぞれ0人となっております。一番右の欄が今回の名簿登録者数となります。</p>	

11ページをお開きください。

以上の内容で計算した結果、平成25年6月2日現在の定時登録者総数は、男性が前回より50人減、女性が前回より9人増の合計41人減となり、男性78,514人、女性82,888人の計161,402人となるものでございます。

次の12ページは公職選挙法第23条（縦覧）第1項の規定に基づく選挙人名簿（定時登録）の縦覧場所及び縦覧期間の告示（告示第1号）の写し、13ページは公職選挙法第30条の7（在外選挙人名簿に係る縦覧）第1項の規定に基づく在外選挙人名簿の縦覧場所及び縦覧期間の告示（告示第2号）の写し、14ページは地方自治法第74条（条例の制定又は改廃の請求とその措置）第5項及び第75条（監査の請求とその措置）第5項の規定による有権者の50分の1の告示（告示第3号）の写し、15ページは地方自治法第76条（議会の解散の請求とその措置）第4項、第80条（議員の解職の請求とその措置）第4項、第81条（長の解職の請求とその措置）第2項及び第86条（主要公務員の解職の請求とその措置）第4項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条（解職請求）の規程に基づく有権者の3分の1の告示（告示第4号）の写しをそれぞれ添付してございますので、後ほど御確認をお願いいたします。

以上を議案第7号『平成25年6月2日現在の選挙人名簿登録者数（定時登録）の決定について』の説明とさせていただきます。

○ 委員長

説明が終わりました。ただいまの説明について、御意見ございますか。

○ 各委員

特にありません。

○ 委員長

特にないようですので、議案第7号『平成25年6月2日現在の選挙人名簿登録者数（定時登録）の決定について』とは、この案のとおり決定いたします。

次に議案第8号『西東京市在外選挙人名簿に登録される者の決定について』と、議案第9号『西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について』を議題といたします。この2件は、関連いたしますので、一括で事務局から説明を求めます。

○ 事務局

それでは、議案の説明をさせていただきます。

資料の16ページをお開きください。

議案第8号『西東京市在外選挙人名簿に登録される者の決定について』を御説明いたします。

資料の17ページをお願いいたします。

本案は、公職選挙法第30条の6（在外選挙人名簿の登録）第1項の規定に基づき、西東京市在外選挙人名簿に登録されるものでございます。

西東京市選挙管理委員長に対し在外選挙人の登録申請をした者の内、昨日までの間に登録の資格を有することが確認された者で、男性11人、女性8人の計19人が新たに西東京市在外選挙人名簿に登録されます。

詳細につきましては、後ほど資料を御覧いただければと思います。

続けて資料18ページ、議案第9号『西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について』を御説明いたします。

資料の19ページをお願いいたします。

本案は、公職選挙法第30条の11（在外選挙人名簿の登録の抹消）第1項の規定に基づき、西東京市在外選挙人名簿から登録抹消されるものでございます。

こちらに関しましても詳細につきましては、後ほど資料を御覧いただければと思います。

以上で、議案第8号『西東京市在外選挙人名簿に登録される者の決定について』及び議案第9号『西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について』の説明とさせていただきます。

きます。

○ 委員長

説明が終わりました。ただいまの説明について、御意見などございますか。

○ 各委員

特にありません。

○ 委員長

特にないようですので、議案第8号『西東京市在外選挙人名簿に登録される者の決定について』及び議案第9号『西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について』は、この案のとおり決定いたします。

次に、『その他』に移りたいと思います。事務局から何かありますか。

○ 事務局

西東京市議会ですが、平成25年第2回定例会が5月31日から予定では6月25日までの会期で開催されています。

6月3日月曜日から6日木曜日までが代表質問ですが、選挙管理委員会関連の質問はございません。

6月12日から20日までが予算特別委員会の予定です。

また、ネットでの選挙活動に関してですが、7月より適用されることとなり基本的には自由に行える活動となりますが、メールに関して、個人は送信できないこととなります。

成年後見制度の選挙権に関する制限も7月より無くなる予定です。西東京市では4月現在で230人余が該当しております。従前からですが投票所での代理投票は事務従事者が必ず行うこととなります。

施設投票に関して、選挙管理委員会の選任した立会人の下で行われることとなります。

都議会議員選挙の関係では立候補届出の事前審査は4人の方がいらっしゃっております。

前回の衆議院選挙では当市近隣でもトラブルが起きておりますので、期日前投票の委託業者等にもくれぐれも注意するよう申し伝えてあります。

事務局からは以上でございます。

○ 委員長

事務局からの連絡等は終わりました。

次回の委員会は6月13日木曜日の午後3時からとなります。他になければ本日の第3回西東京市選挙管理委員会を閉会いたします。

御苦労様でした。

午前10時45分 終了

以上